

困ったときはここに相談

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎032336



消費生活センターキャラクター
正義の味方、ひっかららないカモ

生命保険の

保険金請求漏れにご注意を

保険は受け取るべきをイメージして契約

生命保険の加入を検討するときには、どのような保険があるのか、どのような状態になったときに保険金を受け取れるのかをイメージしてみてください。複雑すぎてイメージできないものは、いざというときに請求漏れの可能性があります。理解できるシンプルなものから検討しましょう。

最もシンプルな掛け捨ての定期保険（注1）を考えてみましょう。保険金額が1,000万円とすると、被保険者の死亡時には受取人に1,000万円が支払われます。死亡保険金の場合、支払い条件は「死亡したとき」ですから、請求漏れの可能性は低いと思われる。



死亡保険にも生前給付がある

ところが、死亡保障のある保険には死亡保障と同様の額の高度障害保障が含まれているものが一般的です。つまり、死亡に至らなくても、所定の高度障害状態（注2）になったときは、1,000万円が受け取れるのです。高度障害保障について認識していないと、支払い条件に該当しているにもかかわらず請求漏れの可能性があります。

また、死亡保障のある保険には「リビング・ニーズ特約」が付いているケースが多くあります。これは、余命6カ月以内と医師に診断されたときに、死亡保険金を所定の範囲（注3）で死亡前に受け取れる特約です。受け取った保険金は、終末期の医療費や介護費などに使ったり、家族などとの旅行費用に使える場合もあります。リビング・ニーズ特約は保険料がかからないので忘れられがちですが、しっかりと意識しておきたいものです。

被保険者本人が受け取れないときは

高度障害保険金やリビング・ニーズ特約保険金の受取人は被保険者ですが、自ら請求手続きができない状況になる場合も考えられます。そのようなときに備えて、あらかじめ指定代理請求人（注4）を指定しておく手続きがスムーズです。

ただし、指定代理請求人を指定しているにもかかわらず、請求されないままになってしまふ可能性があります。死亡保険金受取人や指定代理請求人に契約の存在を伝えておきましょう。

契約後のメンテナンスを怠らない

転居や離死別など、契約後にはさまざまな変化が訪れます。住所変更や保険金受取人の変更などを忘れずに行ってください。前述の指定代理請求人も、契約時には請求人の対象だった人が、その後、対象から外れることもあります。そのときは指定代理請求人を変更する必要があります。



長期にわたる契約の注意点

終身保険のような長期にわたる契約の場合、死亡保険金受取人や指定代理請求人に指定する人が誰もいないというケースが出てきます。また、契約者の判断能力が衰え、契約の存在を忘れてしまうこともあるでしょう。保険としての役割が果たせないと思えば、判断能力のあるうちに解約することも選択肢の一つです。

- （注1） 10年、20年など、所定の保険期間中に死亡した場合に、死亡保険金を受け取る、掛け捨てタイプの保険
- （注2） 両目の視力や言語またはそしゃくの機能、四肢などを失った場合など（約款の定めによる）
- （注3） 死亡保険金を限度に、上限を3,000万円とするのが一般的
- （注4） 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、同居または生計を一にしている3親等内の親族など、保険会社が定めた対象範囲の中で指定

独立行政法人国民生活センター発行
「くらしの豆知識2016」より